



2006年 5月17日

各 位

会社名 セコム株式会社
代表者名 代表取締役社長 原口兼正
(コード番号9735 東証・大証第1部)
問合せ先 総務部長 西村俊郎
(TEL 03-5775-8110)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2006年5月17日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を2006年6月27日開催予定の第45回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 変更案第4条（公告方法）については、公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を電子公告に変更し、あわせて、やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合の措置を定めるものであります。
- (2) 変更案第7条（単元株式数および株券の発行）第1項については、2006年8月1日付で当社の単元株式数を500株から100株に変更することにもなう変更であります。
- (3) 変更案第8条（単元未満株式の買増し）については、株主の皆様の利便性の向上を図るために、単元未満株式の買増制度に関する規定を新設するものであります。
- (4) 「会社法」（平成17年法律第86号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成17年法律第87号）、「会社法施行規則」（平成18年法務省令第12号）、「会社計算規則」（平成18年法務省令第13号）が、2006年5月1日に施行されたことにもない、以下の定款変更を行うものであります。
 - ①会社法等の規定により定款にその定めがあるものとみなされている事項（株式に係る株券を発行する旨、株主名簿管理人、取締役会、監査役、監査役会および会計監査人を置く旨）につき、それぞれ変更案第7条（単元株式数および株券の発行）、第11条（株主名簿管理人）、第20条（取締役会の設置）、第32条（監査役および監査役会の設置）、第41条（会計監査人の設置）、第42条（会計監査人の選任）、第43条（会計監査人の任期）、第44条（会計監査人の報酬等）のとおり所要の変更・新設を行うものであります。
 - ②変更案第9条（単元未満株主の権利）については、単元未満株式を有する株主の権利を合理的な範囲に制限するために新設するものであります。
 - ③変更案第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）については、株主の皆様へのより充実した情報の開示のために株主総会参考書類等の一部をインターネットで開示できるように新設するものであります。
 - ④変更案第30条（取締役会の決議の省略）については、取締役会の機動的・効率的な運営のために、取締役の全員が同意し、かつ監査役が異議を述べない場合に限り、書面または電磁的記録による取締役会の決議を行うことができるように新設するものであります。

(5) その他全般にわたり、構成の整理、用語・文言の修正、追加、削除を行うとともに、条数および項数の調整等を行うものであります。

(6) 単元株式数の変更日（2006年8月1日）および単元未満株式の買増制度の実施日（2006年8月1日）を規定した附則については、効力発生日後、定款から削除するものとします。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、以下のとおりです。

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(商 号)	(商 号)
第1条 (省略)	第1条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第2条 (省略)	第2条 (現行どおり)
(本店の所在地)	(本店の所在地)
第3条 (省略)	第3条 (現行どおり)
(公告の方法)	(公告方法)
第4条 当社の <u>公告は、日本経済新聞に掲載する。</u>	第4条 当社の <u>公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</u>
第 2 章 株 式	第 2 章 株 式
(<u>会社が発行する株式の総数</u>)	(<u>発行可能株式総数</u>)
第5条 当社の <u>発行する株式の総数は900,000,000株とする。</u> <u>ただし、株式消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。</u>	第5条 当社の <u>発行可能株式総数は、900,000,000株とする。</u>
(自己株式の取得)	(自己の株式の取得)
第6条 当社は、 <u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u>	第6条 当社は、 <u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>
(<u>1単元の株式数および単元未満株券の不発行</u>)	(<u>単元株式数および株券の発行</u>)
第7条 当社の <u>1単元の株式の数は500株とする。</u> ② <u>当社は1単元未満の株式について株券を発行しない。</u>	第7条 当社の <u>単元株式数は、100株とする。</u> ② <u>当社は、株式に係る株券を発行する。なお、当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u> ③ <u>当社は、前項の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株券の種類)</u> 第8条 <u>当社の発行する株券の種類は、取締役会の定める株式取扱規定による。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(株式に関する取扱)</u> 第9条 <u>株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式に関する取扱およびその手数料は、取締役会で定める株式取扱規定による。</u></p> <p><u>(名義書換代理人)</u> 第10条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>② <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備置き、株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p> <p><u>(基準日)</u> 第11条 <u>当社は、毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u></p>	<p>(第7条に規定する。)</p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u> 第8条 <u>当社の株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p> <p><u>(単元未満株主の権利)</u> 第9条 <u>当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>前条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(株式に関する取扱)</u> 第10条 <u>当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手続き等は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</u></p> <p><u>(株主名簿管理人)</u> 第11条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>② <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u></p> <p>③ <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、株券喪失登録簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、株券喪失登録簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>② <u>前項の外、必要ある場合は、2週間前に公告して、一定の日における株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集の時期)</p> <p>第12条 定時株主総会は、<u>毎決算期後3ヵ月以内に招集する。臨時株主総会は、必要ある場合に随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(総会の招集権者)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き取締役会の決議に基づき、取締役社長が招集する。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第14条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当る。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(決議の要件)</p> <p>第15条 株主総会の決議は法令に別段の定めある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。</p> <p>② <u>商法第343条の規定による総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行う。</u></p>	<p style="text-align: center;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株 主 総 会</p> <p>(総会の招集の時期)</p> <p>第12条 定時株主総会は、<u>毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時招集する。</u></p> <p style="text-align: center;">(定時株主総会の基準日)</p> <p>第13条 <u>当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>(総会の招集権者)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(総会の議長)</p> <p>第15条 株主総会においては、取締役社長が議長となる。</p> <p>② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第16条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第17条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>② <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第16条 株主は、他の議決権を有する株主を代理人としてその議決権を行使することができる。<u>この場合、株主または代理人は、代理権を証する書面を当会社に提出することを要する。</u></p> <p>(総会の議事録) 第17条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、議長および出席した取締役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (新設)</p> <p>(取締役の員数) 第18条 当会社の取締役は20名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) 第19条 取締役は、株主総会において選任する。<u>ただし、取締役の選任決議については、累積投票によらない。</u></p> <p>(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、<u>就任後1年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議をもって取締役のうちから代表取締役3名以内を選任する。 ② 取締役会は、その決議をもって取締役のうちから取締役会長ならびに取締役社長各1名を選任する。上記の<u>他</u>取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金) 第22条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第18条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名</u>を代理人としてその議決権を行使することができる。 ② 株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面</u>を当会社に提出<u>しなければならない</u>。</p> <p>(総会の議事録) 第19条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会 (取締役会の設置) 第20条 <u>当社は、取締役会を置く。</u></p> <p>(取締役の員数) 第21条 当会社の取締役は、<u>20名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任) 第22条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> ③ <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(取締役の任期) 第23条 取締役の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第24条 取締役会は、その決議によって取締役のうちから代表取締役3名以内を選定する。 ② 取締役会は、その決議によって取締役のうちから取締役会長ならびに取締役社長各1名を選定する。上記の<u>ほか</u>、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、<u>賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益</u> (以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集する。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日より3日前に発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは招集手続を経ないでこれを開くことができる。</p> <p>(取締役会の議長) 第25条 取締役会の議長は、取締役社長がこれに当る。 ② 取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当る。</p> <p>(取締役会の決議の要件) 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってこれを行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (新設)</p> <p>(監査役の数) 第28条 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第29条 監査役は、株主総会において選任する。</p>	<p>(取締役会の招集権者) 第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集する。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第27条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、<u>取締役会の日</u>より3日前に発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、<u>招集手続を経ないで取締役会を開くことができる。</u></p> <p>(取締役会の議長) 第28条 取締役会においては、取締役社長が議長となる。 ② 取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議によってあらかじめ定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p> <p>(取締役会の決議方法) 第29条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる</u>取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第30条 <u>当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>(取締役会の議事録) 第31条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項</u>を記載または記録し、出席した取締役および監査役が記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会 (<u>監査役および監査役会の設置</u>) 第32条 <u>当社は、監査役および監査役会を置く。</u></p> <p>(監査役の数) 第33条 当社の監査役は、<u>4</u>名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第34条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の任期) 第30条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>すべきとき</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第31条 <u>監査役は、互選により常勤監査役を定める。</u></p> <p>(監査役の報酬および退職慰労金) 第32条 監査役の報酬および<u>退職慰労金</u>は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>会日より3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは招集手続を経ないでこれを開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の要件) 第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって<u>これを行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録) 第35条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</p>	<p>(監査役の任期) 第35条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了<u>する時</u>までとする。</p> <p>(常勤監査役) 第36条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役の報酬等) 第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役会の招集通知) 第38条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、<u>監査役会の日より3日前に発するものとする。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで監査役会を開くことができる。</u></p> <p>(監査役会の決議方法) 第39条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会の議事録) 第40条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果<u>ならびにその他法令に定める事項</u>を記載または記録し、出席した監査役が記名押印または電子署名を行う。</p>
(新設)	第 6 章 会 計 監 査 人
(新設)	<p>(会計監査人の設置) 第41条 <u>当社は、会計監査人を置く。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の選任) 第42条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期) 第43条 <u>会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p><u>(営業年度)</u> 第36条 当社の<u>営業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとし、<u>3月31日を決算期</u>とする。</p> <p><u>(配当金の支払)</u> 第37条 <u>配当金は毎決算期最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第38条 当社は<u>配当金の支払開始の日から満3年を経過した時は、その支払の義務を免れるものとする。</u></p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> 第44条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p><u>(事業年度)</u> 第45条 当社の<u>事業年度</u>は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第46条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>(配当金の除斥期間)</u> 第47条 当社は、<u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、その支払義務を免れるものとする。</u> ② <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p><u>附則</u> <u>第7条第1項および第8条の変更は、2006年8月1日より効力を生じるものとする。</u></p>

以上